

ミクロネシア連邦

投資ガイドブック

(日本語抄訳版)



～投資機会に満ち溢れた我が国へようこそ～

ミクロネシア連邦資源開発省貿易投資部
ヤップ・チューク・ポンペイ・コスラエ州政府

日本語版翻訳編集責任：国際機関太平洋諸島センター (PIC)

まえがき

本書は、ミクロネシア連邦が自国の投資促進のために2015年に作成した「The Federated States of Micronesia Investment Guide – A Step-by-step Handbook for Investors」を、当センターにおいて重要部分を抜粋し、翻訳したものです。本書の翻訳および編集に関しては、同国政府より同意を得て、当センターの責任において製作しました。

ミクロネシア連邦は、ヤップ、チューク、ポンペイ、コスラエの4つの州で構成された赤道直下に位置する島国です。スペイン、ドイツの植民地時代を経て、第一次世界大戦後に日本の委任統治領となり、多くの日本人がミクロネシア地域に移り住みました。第2次世界大戦後は米国の施政下に置かれていましたが、1986年に独立を果たしました。2016年には独立40周年を迎えるとともに、日本との間でも、ビジネスあるいは人的交流がますます盛んになってきています。

ミクロネシアは国土面積も人口も決して大きくはありませんが、広大な排他的経済水域を有しており、水産資源や海底鉱物資源など将来の開発に向けて期待できる資源も決して少なくはありません。また、南国特有の気候を利用した農産物の開発や、世界遺産に登録されたナンマドールの遺跡あるいは透明感が際立つラグーンで体験できるダイビングなどを利用した観光産業の発展も大いに期待できます。ミクロネシア連邦政府は4つの州政府と協力して、こうした魅力あふれるビジネス環境を世界中の投資家に紹介することを通じて、ミクロネシア連邦の経済発展を一段と進めようと日々努力しております。

本書が、ミクロネシア連邦の投資環境に対する皆様の関心と理解を深めていただき、魅力あふれるこの国でのビジネス展開につなげていく上での一助となれば大変有り難く存じます。

2016年10月

国際機関太平洋諸島センター



ミクロネシア連邦（以下、FSM）政府並びに国民を代表し、歓迎の挨拶をいたします。皆さん、投資の可能性に満ちた我が国、FSMによろそ。

我々はFSMを新たな投資先としてお選びいただきましたすべての投資家の皆さんに深く感謝いたします。なぜならば、この若い国の経済発展の過程にとって、我が国が持つ人材などのパワーと、外国からもたらされる資金・マネジメント・技術が手を携えることこそ、大変重要な役割を果たすのだということを十分理解しているからです。

経済面では課題もありますが、FSMはミクロネシア地域で最も高いGDPを有する国のひとつであり、ビジネスに関して将来性や潜在性の面でまだまだ成長の余地が残されております。コブラ産業開発、経済インフラ、再生可能エネルギー、ヤップ・チューク州を結ぶ光ファイバー海底ケーブル、そしてコスラエ州での衛星帯域幅の拡張などの現在進めているプロジェクトをベースに、我が国はここ数年GDPの更なる拡大を予測しております。

こうしたことから、この度、連邦および州関係機関により1年にわたるコンサルタントの結果として、2015年FSMガイドを発表できましたことをうれしく思います。確かな情報に基づき投資のご判断をいただくため、今回の改訂版はFSMとそのビジネス環境に関する基本的な情報を紹介するという従来の形を越えたものとなっております。この投資ブックをご覧いただくことにより、我が国における主要な投資先について詳細な情報をご提供できることでしょうか。具体的には、漁船や漁網の修理・管理、歴史的・考古学的なサイトや保護地域を通した観光開発、マリンスポーツ関連、輸入代替品の生産、ミネラルウォーター、農産物、国際・国内輸送、再生可能エネルギーなどさまざまです。加えて、この投資ガイドでは、投資家が利用できるインセンティブについても紹介しております。さらに、必要書類や手続き、関係機関など、ミクロネシアでビジネスを始める上でのあらゆる情報を網羅しております。巻末にはビジネスに役立つ関係先リストも掲載いたしました。

皆さんが投資を行う上で、我々は十分お手伝いできるものと考えております。ご不明な点やご質問等がございましたら、いつでもご連絡ください。若く有能なスタッフがお手伝いいたします。また詳細については下記のウェブページをご参照いただければと存じます。



FSM資源開発省貿易・投資局投資部門

電話 (691)320-2646/5133

Fax(691)320-5854

Email: fsmrd@fsmrd.fm

URL: <http://fsmrd.fm>

マリオン・ヘンリー

FSM資源開発省大臣

目次

1. FSMに投資する魅力	
1.1. FSMに投資する10のメリット	5
1.2. インセンティブ	5
2. FSMについて	
2.1. 地理的環境	6
2.2. 熱帯性気候	6
2.3. 地質	6
2.4. 歴史	7
2.5. 人口	7
2.6. 文化	7
2.7. 言語	8
2.8. 宗教	8
2.9. 政府	8
3. FSMへの来訪	
3.1. 入国必要条件	10
3.2. 航空アクセス	10
4. ビジネスチャンスが期待される投資ビジネス案件	
4.1. 観光開発の大いなる可能性	11
4.2. 豊富で新鮮な漁業資源と水産物資源開発にとって魅力的な手つかずの環境	15
4.3. ニッチな水産物生産業	17
4.4. 輸入依存から脱し、ニッチな農産物および農産物加工品の生産	18
4.5. 急成長する製造業および金属リサイクル産業	21
4.6. 再生可能エネルギーの生産・販売	25
4.7. 保険業	26
4.8. 通信業、ICTおよび関連分野	26
4.9. 航空・海上運送業	28
5. FSMでビジネスを開始するための10の実用的ステップ	32
6. ビジネスフレンドリーな環境	
6.1. 投資家にビジネスの成功に向けたサービスを保証する自由な法制度	40
6.2. FSMで投資家保護を強化するための時間標準の実施	40
6.3. 魅力的な土地のリースシステム	41
6.4. 建設場所の承認および建築許可	41
6.5. 労働市場	41
7. 豊富な投資インセンティブおよび利用可能な市場参入上の優遇措置	
7.1. 投資インセンティブ	42
7.2. 主要国際市場との間の優遇措置取り決め	42
8. 低額で簡便な税制システム	
8.1. 輸入税	43
8.2. 地方売上税	43
8.3. 総売上高税（GRT）	43
8.4. 所得税	43
8.5. 法人所得税	43
9. 銀行、金融、保険および監査サービス	
9.1. 通貨および財政の安定性	44
9.2. 快適な通貨・為替管理	44
9.3. 金融機関	44
9.4. 保険業	45
9.5. 監査サービス	45
10. ビジネス環境に適した経済社会インフラ	
10.1. 輸送インフラ	46
10.2. 道路	46
10.3. 改善された公共施設および近代的な通信インフラ	46
10.4. ビジネス環境に適した通信インフラ	47
10.5. 近代的な教育・保健衛生インフラ	47
役に立つ連絡先	48

1. FSMに投資する魅力



1.1. FSMに投資する10のメリット

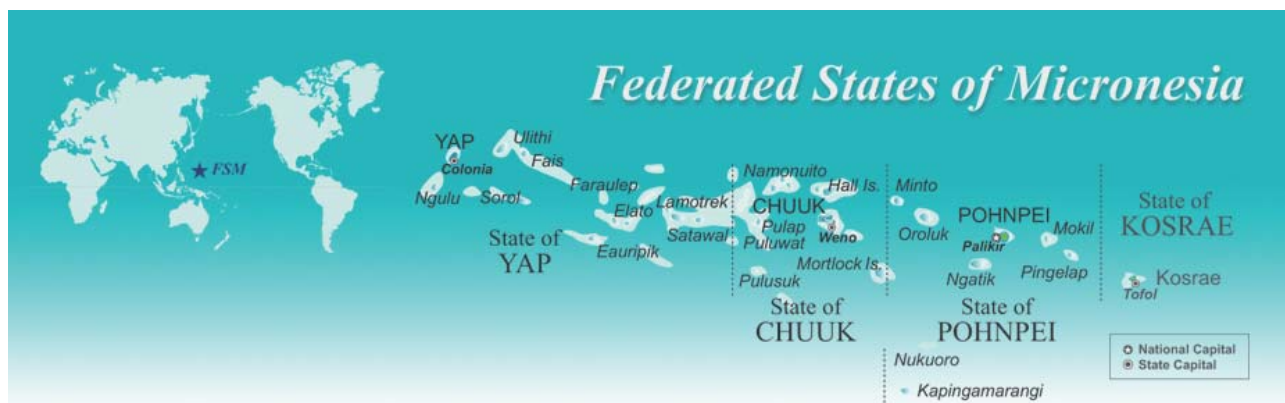
1. 大事に守り続けてきた豊かな伝統や文化、温厚でホスピタリティに溢れた人材。
2. ビジネス業界を支援する安定した連邦政府。
3. 近代的な経済インフラ（国内4カ所の港湾施設と国際空港。光ファイバー海底ケーブルや衛星通信技術を通じて、グローバル社会にアクセスできる通信体制）。
4. マグロ加工工場や農産加工業の産業開発に適したクリーンで持続可能なビジネス環境。豊富な漁業やニッチな水産物あるいは農産品を供給することができる生産体制。
5. 観光開発に適した11世紀のナンマドール遺跡を含むユニークな歴史・考古学的遺跡群。
6. ダイビングやサーフィン、シュノーケリングなど世界レベルのマリンスポーツを楽しめる海洋環境。
7. エコツーリズム開発に最適な自然保護区域（ハイキングコースや大瀑布、バードウォッチングに最適）。
8. 大型の台風の襲来はめったになく、自然災害による被害の懸念はほとんどなし。一年を通じて行うビジネス事業に最適。
9. ジョイント・ベンチャーやパートナーシップを組むのに適した国内民間企業。
10. 国内通貨は米ドル。政府やビジネスでの公用語は英語。

1.2. インセンティブ

- ・輸出税の免除を含む低額で簡便な税体系。
- ・フレキシブルな労働市場条件および若い労働力。
- ・長期リース契約が可能な土地使用。
- ・ミクロネシア連邦で生産された産品はほとんどすべて米国市場には免税で、またEU、豪州、ニュージーランド、近隣太平洋諸島国に対しては優遇措置を受けられます。
- ・米国との自由連合協定に伴う特別な関係に基づき、ミクロネシア連邦市民は様々な米国連邦プログラムや制度（米國小規模ビジネス経営プログラムあるいは米国農務省農村開発プログラム）を受けることができます。
- ・上記の制度のネットワークを利用することで調査や開発の支援を受けられます。

2.1. 地理的環境

FSMは赤道の北、ハワイの南西2,500マイルに位置し、607の小島嶼部からなる西太平洋の島国です。国土全体の面積は281.3平方マイルに過ぎませんが、東西1,700マイルに及ぶ広大な海域に100万平方マイルを越える排他的経済水域を有しています。世界有数のマグロの漁獲地域である中西部太平洋に位置し、FSMは水産資源のも恵まれています。加えて、FSMの珊瑚礁には、1,000種類近くの魚と350種類以上の珊瑚が棲息しています。深海底鉱物資源や燐鉱石も有しています。



2.2. 熱帯性気候

FSMは平均気温27度で熱帯性気候に位置しています。とりわけ、首都のあるポンペイは世界でも有数の降水量の多い場所で、年間降水量330インチにも達します。12月から3月にかけて、貿易風が吹きます。台風の影響はほとんどなく、ビジネスを行う上では大変好都合です。

2.3. 地質

FSMの地理的な環境も、多様かつ風光明媚であり、手つかずの自然が残されています。2,000フィートの山々や、深い渓谷もあれば、マングローブに囲まれたラグーンや美しいビーチもあります。4つの州には中央に山がある「高い島」を中心として成り立っており、コスラエ州以外の3つの州にはたくさんの環礁が存在しています。



2.4. 歴史

FSMは数千年にわたる歴史があります。人々はアジアやポリネシア地域から移り住み緊密な親族関係の下で協力し合いながら暮らしてきたと言われています。

16世紀になると、スペインやポルトガルの探検家がこの地を訪れるなど、西欧との接触がはじまります。英国、ドイツ、ロシア、日本そして米国から探検家や貿易商、捕鯨業者などがやってきて、地元の文化に影響を与えていきました。

FSMは、スペイン、ドイツの植民地となり、第

1次世界大戦後は国際連盟の下で、日本の委任統治領となりました。そして、第二次世界大戦後は米国の信託統治領となりました。

1986年には、米国より独立し、1991年国際連盟に加盟します。独立に際しては、米国との間には自由連合協定（コンパクト）が締結され、2004年に同協定は改定されました。



2.5. 人口

人口は、102,843人（2010年国勢調査）。2010年現在、米国領（グアムや北マリアナ諸島を含む）に住むFSM市民は推定49,840人です。人口増時価率は-0.4%ですが、人口構成上若者の割合が大きいです。15歳から24歳のグループが全体の半数を占めます。

2.6. 文化

FSMの人びとはマライ・モンゴル系で、一部ポンペイ州にはポリネシア系の住民も住んでいます。

コスラエ州	日常生活の中でキリスト教会（会衆派）が重要な役割を果たしています。
チューク州	クランの関係が重要な役割を果たしています。
ヤップ州	石貨と呼ばれる伝統的な貨幣を含む多様な伝統文化が維持されています。
ポンペイ州	ナンマルキとナニケンと呼ばれる伝統的首長の下で、伝統社会が維持されています。



2. FSMについて

2.7. 言語

公用語は英語で、政府やビジネスでは使われています。また13の主要な現地語が存在しています。また年配者は流暢な日本語を話します。

英語／日本語	ヤップ語	チューク語	ポンペイ語	コスラエ語
Hello / こんにちは	Mogethin	Ran allim	Kaselehlia	Len wo
Goodbye / さようなら	Kefel	Kone nomw	Kaselehlia	Kut fwa osun
Thank you / ありがとう	Kammager	Kinisou	Kalangen en Komwi / Menlau	Nga kuna
How much? / いくらですか？	Im pulwon?	Fite niwinin?	lah wen pweine?	Mea ke?
Good / 良い	Man gil	Mei murino	Mw ahu	Wo
Please / お願いします	Weniig	Kose mochen	munas Menlau	Nunak
Excuse me / すみません	Sirow	Omusalo tipis	Mahkongie / Kupwur Mahk	Sisla koluk

2.8. 宗教

宗教は概ねキリスト教です。カトリックとプロテスタントが一般的です。

2.9. 政府

FSMでは、憲法により司法・行政・立法の三権分立となっています。立法府である連邦議会は一
人制で、4つの州から一人ずつ選出される4年生議員と、人口比に応じて割り当てられた10人の2
年生議員で構成されています。現在の連邦議会では、チューク州6名、ポンペイ州4名、ヤップ州と
コスラエ州がそれぞれ2名ずつです。大統領と副大統領は、4年生議員の中から選出され、任期は4
年です。大統領・副大統領が選出されると、彼らの議席は空席となり、すぐに補欠選挙が行われます。
司法府の最高機関は連邦最高裁判所で、控訴・上告が行われる3審制です。州政府も、憲法の下で、
それぞれ独自の特徴はあるものの、連邦政府と同様の組織が構成されています。





社会・経済基本指標（2013年）

地理的位置：	西太平洋（ほぼ赤道直下、ハワイの南西2500マイルに位置し、東西に1700マイルの海域に国土が広がっています。）
国土面積：	281.3平方マイル（607の島々からなる）
排他的経済水域：	約115万平方マイル
人口：	102,843人（2010年国勢調査）
政治形態：	大統領制
国家形態：	4つの州（ヤップ、チューク、ポンペイ、コスラエ）で構成された連邦制国家
首都：	パリキール
公用語：	英語
通貨：	米国ドル
国際電話コード：	00 691
ドメイン・コード：	.fm
気候：	熱帯
GDP(現行市場価格)：	3億3300万米ドル
GDP実質成長率：	1.8%
一人当たりGDP：	3,215米ドル
産業構成：	
農業：	15.5%
漁業：	14.3%
生産業：	9.1%
サービス業：	61.1%
インフレ率（消費者物価）：	2.2%

3. FSMへの来訪

3.1. 入国必要条件

【訪問者】

1. ミクロネシア連邦国民以外の方は、入国の際、有効期限内のパスポートおよび出国用の航空券が必要となります。パスポートは、有効期限が入国日から数えて120日間+滞在日以上の有効期限が必須です。なお米国市民は入国時の出国用の航空券の提示は不必要です。
2. 入国時に最高30日間の査証が発行されます。パスポートと航空券が有効である限り、最長で90日間まで延長が可能です。90日を越えて滞在することを希望する者は、入国許可証（Entry Permit）を申請する必要があります。

【外国人投資家】

海外投資および労働許可証は入国前に入手する必要があります。申請書類はホームページよりダウンロードしていただき、記入後、関係機関に提出していただくことになります。外国投資用入国許可証については、ビジネスの営業許可継続期間内有効です。



3.2. 航空アクセス

【ユナイテッド航空】

- ・グアムとチューク・ポンペイ間を週4便運航（日・月・水・金）；ボーイング737—800シリーズ、収容乗客114～173席。
- ・「ミニ・ホッパー」グアムとチューク・ポンペイ間を週1便運航；ボーイング737—700シリーズ、収容乗客数112席。
- ・ホノルルからマーシャル諸島経由でポンペイ・チュークに週3便運航（火・木・土）；ボーイング737—800シリーズ。（通称「アイランド・ホッパー」と呼ばれています。）
- ・ヤップにはグアムまたはコロール（パラオ共和国）から週2便、コスラエへはグアムまたはハワイから週2便運航；ボーイング737—700シリーズ。
- ・日本からの直行チャーター便も不定期運航。

※ユナイテッド航空に関する情報の詳細は、<http://www.united.com/web/en-US/content/contact/reservations/micronesia.aspx>まで。

【パシフィック・ミッショナリー航空（PMA）】

- ・パラオ・ヤップ間を9人乗りの小型機が不定期にチャーター便として運航。
- ・コロニア（ヤップ州州都）からウリチ環礁ファラロップ島へ週2便運航。また、フェイスおよびウォレイ環礁に不定期チャーター便を運航。

※PMAに関する情報の詳細は、<http://www.pmapacific.org/contact/index.php>まで。

4.1. 観光開発の大いなる可能性

期待される職種

- ▽スキューバ・ダイビングショップやサーフィン・ショップ、高圧室施設。
- ▽ミドルエンドおよびハイエンドの観光客に対応可能なエコツーリズムのためのプログラムや宿泊施設。
- ▽国際・地域機関に対応可能な会議の開催に関連する産業。
- ▽ショッピング・モールや免税店。



FSMに投資するメリット

- ・ポンペイ州の11世紀に造られたナンマドールの遺跡やコスラエ州のレラ遺跡など、独自の歴史的考古学的遺跡。
- ・世界クラスのダイビングスポット。
- ・エコツーリズムの開発で重要な自然保護区（滝めぐりやバードウォッチングが楽しめます）。
- ・国際会議などの会合誘致やショッピング・モール、免税店。
- ・長期の土地リース制度。
- ・若い世代を利用できる柔軟な労働市場。
- ・日本・中国・南太平洋からの観光客数も増加傾向を示しています。

過去数年間を見ると、訪問者数は若干ですが増加傾向です（2013年、日本（2,544名）、太平洋諸島（1,108名）、中国（246名））。様々な理由で、FSMの観光市場は拡大が予想されています。一つには、4,700名の米国海兵隊と1,300名の軍事関係者が沖縄からグアムに基地を移転することに伴い、軍事機関がグアムに建設されます。次に2011年にポンペイ国際空港改築工事が終了し、アジア諸国からの直行便が同空港を利用することが可能となります。FSMと日本は歴史的にも緊密な関係を持っており、空港の滑走路の拡張のおかげで、毎年100名ずつの新規観光客が増加しています。

今後も香港や北京からの直行チャーター便の就航を通じて、中国からの観光客の増加が期待されます。

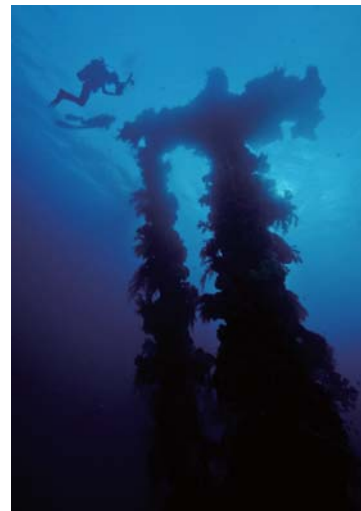


4.1.1. 資格を持ったスキューバ・ダイビングショップサーフィン・ショップ、高圧室施設。

☞ダイビング産業にとって世界最大級の海中博物館

【概要】

中部太平洋というロケーションと暖かな気候のおかげで、ここ数年4州ともマリンスポーツが盛んにおこなわれるようになり、観光客も毎年増加傾向を示している。チューク州は「世界有数のダイバーの憧れの地」として知られており、環礁内の海中には60以上もの沈潜や300近い日本軍の航空機の周囲を潜るレックダイビングができます。一生に一度はダイビングに訪れたい場所です。



【投資機会】

現在ダイビングショップやサーフィン・ショップは、FSMの中でも店は少なく、有望な投資先です。また、高圧室を設置した機関の設立も求められています。

☞サーフィンの中心地

【概要】

近年ポンペイはサーフィンの中心地として名前が知られてきております。様々なウェブサイトで、NO.1のサーフィンスポットという評判が高まっています。

【投資機会】

ポンペイとコスラエにはサーフィン・ショップがなく、このことからビジネスチャンスです。



☞シュノーケリング、フィッシング・トーナメント、カヌーフェスティバル

【概要】

他にも、シュノーケリング（コスラエが有名）、フィッシング・トーナメント（チュークとポンペイで開催）は有望です。フィッシング・トーナメントは年間を通じて開催され、ミクロネシア地域の各地から参加してきます。ヤップ州ではカヌーフェスティバルが開催され、毎年多くの観光客が訪れます。フェスティバルを通して、FSMの文化を直に体験しその多様性を感じることができます。

4.1.2. ミドルエンド・ハイエンドの観光客に対応可能なエコツーリズムのためのプログラムや宿泊施設。

【概要】

FSMはエコツーリズム開発に関して大いに可能性に満ちています。温暖な熱帯性気候は、エコツーリズムに最適です。青い海はもちろんのこと美しい自然の緑は観光客たちを魅了してくれます。コスラエ州やチューク州、ポンペイ州での自然保護区での散策や、ポンペイ州やコスラエ州での淹めぐり、様々な野生の鳥たちと出会えるバードウォッチングを楽しめます。エコツーリズムに適した宿泊施設はまだまだ少なく、限られた観光客に家庭的な雰囲気でのサービスが行われています。

【投資機会】

FSMはエコツーリズムの開発の可能性に満ちた国です。加えて、同国には歴史的・考古学的な遺跡などもあり、こうした分野との組み合わせでより大きく発展することが期待されます。世界遺産に登録されたナンマドール遺跡（ポンペイ州）や各地に眠る戦跡などと組み合わせるとより有益です。



4.1.3. 国際・地域機関に対応可能な会議開催などのコンベンション産業

【概要】

首都ポンペイには、太平洋共同体事務局（SPC）北太平洋事務所や中部太平洋漁業コミッション、ミクロネシア環境保護信託基金、国際移民機構（IMO）の北太平洋事務局など国際・地域国際機関が設置されています。

【投資機会】

こうした国際機関が主催で開催される会合に対して、現在参加者の宿泊施設が十分に足りておらず、海外で開催せざるを得ない状況です。FSM政府としても、国際会合に十分対応できる高品質のサービスを提供するホテルへの投資を期待しています。



4.1.4. ショッピング・モールや免税店

FSMには現在免税店がありません。その結果観光客はグアムやホノルルで買い物をしなければなりません。また国内には小売店、スーパーマーケットなどはある程度存在しますが、ハイエンドの観光客に対応可能なショッピング・モールやブランド品を扱う店はほとんどありません。政府としても未開発のこの分野へ投資を歓迎しております。

【観光開発分野への投資に関する更なる情報は、以下の機関までご連絡ください】

FSM Investment Unit

Division of Trade and Investment, FSM Department of Resources and Development

Telephone number: (691) 320-2620/2646/5133, Fax: (691) 320-5854

Email: fsmrd@fsmrd.fm, Website: <http://www.fsmrd.fm>

1, Yap

Department of Resources and Development

P.O. Box 336

Colonia, Yap, FM 96943

Tel: (691) 350-2182/2184

Fax: (691) 350-2571

Email: yapci@mail.fm

2, Chuuk

Division of Commerce and Industry

P.O. Box 280

Weno, Chuuk, FM 96942

Tel. (691) 330-8782

Fax: (691) 330-2233 (Governor's office)

3, Pohnpei

Office of Economic Affairs

Kolonia, Pohnpei, FM 96941

Tel. (691) 320-2712

Fax: (691) 320-5167

Email: oeaa@mail.fm

4, Kosrae

Department of Resources and Economic Affairs

P.O. Box 600

Tofol, Kosrae, FM 96944

Tel/ (691) 370-2024/3017

Fax: (691) 370-2066

Email: investkosrae_drea@gmail.com

4.2. 豊富で新鮮な漁業資源と水産物資源開発にとって魅力的な手つかずの環境

期待されるビジネスチャンス

- ▷水産物の加工分野への投資は成長が見込まれます。
- ▷日本のサシミ市場を対象とした延縄漁
- ▷マグロの積み替えサービス支援

利用できるインセンティブの概要

- ▷FSMの排他的経済水域は、年間5万から25万トンのマグロが捕れる豊かな海域です。
- ▷FSMの排他的経済水域およびミクロネシア地域での漁業に対する優遇されたアクセスの提供。
- ▷漁業輸出製品への免税。
- ▷輸入税払い戻しスキーム（輸出用の漁獲製品のために仕入れたものに支払われた税金分の金額を払い戻す制度）。
- ▷若者を利用できるフレキシブルな労働市場。
- ▷土地使用に対する長期リース契約。
- ▷FSMで加工生産されたマグロ製品は米国市場には免税で、EU市場には関税切り下げの優遇を受けます。



4.2.1. マグロ加工業

【概要】

マグロ加工業はFSMにとって現状もっとも有望なビジネス分野です。FSMはナウル協定（PNA）加盟国であり、このグループ内で中西部太平洋のマグロ漁獲の約80%を占めています。FSMはこの地域で3番目に大きな排他的経済水域を有しています。ここで採れたマグロは米国、日本、中国、韓国、台湾などの消費国に運ばれます。2012年には年間17万トンのマグロが漁獲されましたが、それは3億米ドルに相当します。

また、FSM領域で漁獲されるマグロは、PNAの操業日スキームや中西部太平洋漁業コミッションで採択された基準に則って、政府により実施された持続的可能な保護政策や管理政策に基づいているため、世界でも有数の良質のものです。

さらに、FSMで加工生産されたマグロ製品は米国市場には免税で、EU市場には関税切り下げの優遇を受けられます。このように世界の2大市場に対して優遇された状況にあります。また柔軟な労働市場（連邦レベルでの最低賃金が定められていません）も、投資先として有望です。

【投資機会】

豊かで良質なマグロが確保でき、優遇された市場へのアクセスもできます。これは投資家がマグロの加工施設を操業する場合、豊富な原材料が存在し、マグロの主要市場に優遇された価格で輸出できることを意味しています。

4.2.2. マグロの運搬・積替に対する支援サービス

【概要】

ここ数年、ポンペイ港は太平洋地域で最も操業が活発な港の一つとなっています。その理由として、漁業の戦略的なロケーション、近代化されたインフラ、マグロの供給やサービス、設備、クルーの乗り換えやリクリエーションなどによって有益だからです。フォーラム漁業局の調べによると、2010年のマグロの運搬・積替の約30%がポンペイで行われました。

【投資機会】

ポンペイ空港の拡張工事によって、ポンペイがマグロの積替のハブになることが予想され、ここで積み替えられたマグロは、サシミとして提供できるグレードのマグロとして日本市場に空輸されることが期待されます。こうしたマグロの積替サービスの活発化に伴い、マグロ船の管理や修理を行う漁業支援サービスへの需要が高まっています。

ポンペイと同様に、チュークも大きなラグーンという船舶にとって停泊可能な場所であるという環境にあることから、マグロの積替業に有利な条件にあります。ゆえに、FSMを地域のマグロ積替のハブとするため、州政府も港のインフラ整備を最優先課題にしています。

4.3. ニッチな水産物生産業

【概要】

水産物の生産は輸出にとって重要な原動力となると同時に、ポンペイやコスラエの人びとの生計手段となっています。現在3つの水産物生産業が行われています。

- ・ポンペイ州でのミクロネシア短期大学が実施している真珠貝およびナマコの養殖場。
- ・ヌクオロ環礁での黒真珠養殖（1994年に生産開始したものの、2006年に操業中断、州政府は生産再開のための投資家を探している）。
- ・コスラエ州での民間企業（MMME）によるシャコ貝と珊瑚の養殖・生産・輸出事業。

このほかにもポンペイ州でも黒真珠の養殖がおこなわれています。どの事業も事業ノウハウの不足や需要に見合う生産ができない点、事業拡大のための資金不足などが課題としてあげられます。

【投資機会】

現在商業ベースで操業しているプロジェクトの拡大（ナマコ、海綿、シャコ貝、黒真珠）、また、サンゴ、ニシキ巻貝、観賞魚、海藻類などがあります。

【FSMでのメリット】

- ・手つかずの純粋な環境と高い生物多様性を有する大きなラグーンの存在。
- ・ミクロネシア短期大学を通じた調査開発へのアクセス。
- ・EUや米国に対する優遇された市場へのアクセス（関税の減免措置など）。

【漁業・水産関係への投資に関する更なる情報は、以下の機関までご連絡ください】

FSM Investment Unit

Division of Trade and Investment, FSM Department of Resources and Development

Telephone number: (691)320-2620/2646/5133, Fax: (691)320-5854

Email: fsmrd@fsmrd.fm, Website: <http://www.fsmrd.fm>

National Oceanic Resources Management Authority

Telephone: (691)320-2700, Email: norma@mail.fm

1, Chuuk

Division of Commerce and Industry

P.O. Box 280

Weno, Chuuk, FM 96942

Tel. (691)330-8782

Fax: (691)330-2233 (Governor's office)

2, Kosrae

Department of Resources and Economic Affairs

P.O. Box 600

Tofol, Kosrae, FM 96944

Tel/ (691)370-2024/3017

Fax: (691)370-2066

Email: investkosrae_drea@gmail.com)

3, Pohnpei

Office of Economic Affairs

Kolonia, Pohnpei, FM 96941

Tel. (691)320-2712

Fax: (691)320-5167

Email: oeaa@mail.fm

4, Yap

Department of Resources and Development

P.O. Box 336

Colonia, Yap, FM 96943

Tel: (691)350-2182/2184

Fax: (691)350-2571

Email: yapci@mail.fm

4.4. 輸入依存から脱し、ニッチな農産物および農産物加工品の生産

大きな成長が期待されるビジネス分野

- ▽家畜、果実、野菜などのこれまで輸入に頼ってきた分野の生産に関心を持っている投資家にとっては、約4200万米ドル規模の国内市場が待っています。
- ▽黒胡椒、ユニークなバナナ類、ミカン、カバ、ビートル・ナッツ、コーヒーなどのニッチではあるもののエキゾチックな農産物の生産拡大。
- ▽タロイモ、パンの実、ヤムイモ、マンゴー、ココナツ、パパイヤを中間生産品に加工（粉、ジュース、オイルなど）。
- ▽中間生産物をさらに洗練された製品に加工（ビスケット、チップス、クッキー、石鹸）。

農産物および農業加工品への投資に対して利用可能なインセンティブの概要

- ▽商業的農業に対するポンペイ州およびコスラエ州での公有地の使用。
- ▽私有地に対する長期間土地使用リース契約。
- ▽輸入税払戻スキーム（輸出用製品のために仕入れたものに支払われた税金分の金額を払い戻す制度）
- ▽輸出用農産品への免税措置。
- ▽若者の労働力に対するフレキシブルな市場。
- ▽ミクロネシア連邦で加工生産された農業製品は米国や豪州、ニュージーランド市場では免税または無税枠の優遇を、EU市場には関税切り下げの優遇を受けられます。

4.4.1. 国内およびミクロネシア地域での輸入代替農産物の生産

【概要】

農業はFSMにとって重要な産業で、国内GDPの15%に相当します。しかしながら、サブシステム経済における農業が11,500人の雇用を創出し、FSMの経済全体に重要な役割を果たしていることを考えると、その貢献度は実際にはさらに高いものと思われます。FSMで最も一般的な農作物としては、カバ、ビートル・ナッツ、根菜類（タロイモ、ヤムイモ、キャッサバ）、パンノミ、マンゴー、パパイヤ、パンダナス、バナナ、キュウリ、カボチャ、ナス、シトラスがあげられます。

FSMは農産物および関連品の輸入に年間4,200万米ドル費やしており、これは輸入額全体の30%に相当します。具体的には、FSMで消費されている肉類、果物、野菜の75%近くは輸入品です。FSMの貿易政策として、輸入品に代わる国内農産物の割合を5%まで増加させることを目標としています。

【投資機会】

輸入品に代わる家畜や果物、野菜を国内生産を行っていく投資機会はたくさんあります。現在政府を上げて、国内生産品の生産消費を行っていくという政策が取り組まれています。病院や学校、あるいはコミュニティベースでのプログラムにおいて、輸入品の消費と同国の高い感染症の関係が問題となり、国内生産品の消費を進める動きにつながっているのです。さらに、同様な環境にあるミクロネシアの隣国・地域（マーシャル諸島、パラオ、キリバス、ナウル、グアム、北マリアナ諸島）での需要を考えると、全体で60万人の消費者を対象とした経済規模に達することが期待できるのです。とりわけパラオでは、観光産業の拡大に応じて、米国からの野菜の輸入量が急速に拡大しています（370万米ドル（2007年）から540万米ドル（2012年））。

4.4.2. ニッチな外国由来の農産物

☞黒胡椒の生産の増加

ポンペイ島は年間降水量が高く（年間平均170インチ）、黒胡椒の生産に適した環境です。1990年代まで、黒胡椒はポンペイ州の主要な輸出品の一つであり、多くの家族の収入源となり、国内経済に大いに貢献していました。この時期は「ポンペイ産黒胡椒」と言えば、地域ではもちろんのこと、世界でも優れた胡椒の一つとして広く知られていました。しかしながら、不適切な政策によって、胡椒産業は落ち込んでしまい、数家族がポンペイ産黒胡椒の伝統を継承しているにすぎません。問題となっているのは、限られた生産量しか供給できない点です。その味と風味を備えたポンペイ産の黒胡椒の評判を有しているにもかかわらず、国内はおろか、地域および海外市場からの需要に十分にこたえられません。政府は過去の政策の失敗を反省し、黒胡椒の生産量拡大のための必要となるあらゆる支援をすることを決定しました。調査開発に加えて、2012年国家輸出戦略の下で、生産者を支援するために的を絞った支援方策を導入することになりました。この方策の中には、プロモーション、マーケティング、市場調査に加え、商品のパッケージングやラベリングも含んでいます。

☞独特のバナナとみかん

FSMに独特の農産物としてポンペイ産のバナナとコスラエ産のみかんがあげられます。これらは英国の新聞『ガーディアン』などでも取り上げられ大変有名です。これらの生産には、小規模の農業加工品産業に対する投資支援が行われ、FSMに住む若者を雇用し政府の財源や収入を増加させることにつながっています。

☞コーヒー開発

コーヒーはFSMで近年誕生したニッチ市場の農産物です。コーヒーは1920年代頃の日本統治時代に最初に導入されましたが、戦後は生産が停止されました。2009年に、ポンペイをベースとする熱烈な農業生産者団体がコーヒーの生産を再導入するようになりました。ポンペイには現在推定10,000本のコーヒーの木が栽培されています。2013年にはコーヒーの生産が開始されました。ポンペイでの成功を受けて、コスラエでもコーヒー栽培が再開される計画があります。両州でのコーヒー農園の再開は、FSMで小規模のコーヒー産業を発展させる機会となることでしょう。



4.4.3. 未開発の農業加工品ビジネス

・期待される投資機会

- ▽タロイモ、パンノミ、マンゴー、ココナッツ、パパイヤから中間生産物（粉、ジュース、オイルなど）の加工
- ▽中間生産物からより洗練された加工品（ビスケット、チップス、クッキー、石鹸、ジャムなど）への加工

【概要】

FSMの生産者が直面している課題の一つは、国内で豊富に生産されている農産品（パンノミ、ヤマモイモ、タロイモ、パパイヤ、マンゴー、バナナなど）の余剰分を保存できないことです。その結果、多くの生産物は農場で廃棄されるか、市場に放置されたままになっているか、あるいはゴミ捨て場行きとなっています。

【投資機会】

最も有望な投資機会は、付加価値が高く、ニッチ市場となる農産品の生産量を増やし、第一段階の中間生産物を製造（粉状にする、またはジュースやオイルとして抽出する）、さらにその中間生産物からより洗練された商品（ビスケット、チップス、クッキー、石鹸など）を生産して、国内市場や観光客向けに販売することです。農業加工品へ投資するメリットの一つは、FSMではこの分野の産業が未開発ということです。二つ目として、豊富な農産品に利用できる原料があります。三つ目として、ミクロネシア地域という十分に広い市場が存在しています。投資をお考えの方には、財源や技術が十分ではない既存の小規模農業生産者たちがパートナーとして協力する機会もあります。

【農業分野への投資に関する更なる情報は、以下の機関までご連絡ください】

FSM Investment Unit

Division of Trade and Investment, FSM Department of Resources and Development

Telephone number: (691) 320-2620/2646/5133, Fax: (691) 320-5854

Email: fsmrd@fsmrd.fm, Website: <http://www.fsmrd.fm>

1, Yap

Department of Resources and Development

P.O. Box 336

Colonia, Yap, FM 96943

Tel: (691) 350-2182/2184

Fax: (691) 350-2571

Email: yapci@mail.fm

2, Chuuk

Division of Commerce and Industry

P.O. Box 280

Weno, Chuuk, FM 96942

Tel. (691) 330-8782

Fax: (691) 330-2233 (Governor's office)

3, Pohnpei

Office of Economic Affairs

Kolonia, Pohnpei, FM 96941

Tel. (691) 320-2712

Fax: (691) 320-5167

Email: oeaa@mail.fm

4, Kosrae

Department of Resources and Economic Affairs

P.O. Box 600

Tofol, Kosrae, FM 96944

Tel/ (691) 370-2024/3017

Fax: (691) 370-2066

Email: investkosrae_drea@gmail.com

4.5. 急成長する製造業および金属リサイクル産業

【投資機会】

連邦および各州政府は、ハンディクラフトやローカル服飾業、ミネラルウォーターなどのターゲットとした製品の製造業に対して積極的に奨励しています。

【利用できるインセンティブの概要】

- ▷ 豊富な原材料。
- ▷ 長期にわたる私有地の土地リース権。
- ▷ 輸入税払戻スキーム（輸出用製品のために仕入れたものに支払われた税金分の金額を払い戻す制度）。
- ▷ 輸出用製品への免税措置。
- ▷ 若者の労働力に対するフレキシブルな市場。
- ▷ ミクロネシア連邦で加工生産された製品は米国や豪州、ニュージーランド市場では免税または無税枠の優遇を、EU市場には関税切り下げの優遇を受けられます。



4.5.1. ハンディクラフト、宝飾品、ローカル服飾品の製造

【概要】

現在、FSMで生産されているハンディクラフト並びに衣類は地域の中でも優れた製品の一つです。近年、米国本土やグアム、サイパンなどからローカル衣類やハンディクラフトの需要が増えています。それには様々な理由があります。製品の背景にある独特なデザインや伝統的な知識、急激に増加する観光客の数、そして、推定50,000人（2012年現在）と言われるFSM出身の米国滞在者の存在が、こうした製品にとっての重要な市場を構成しているのです。その結果、ハンディクラフトの輸出量は2003年から13年の間で、4,000米ドルから74,000米ドルに急増しました。米国に住むFSM人コミュニティからのハンディクラフトの需要は、彼ら移民たちと自らの文化を結びつける象徴として、故郷を思い出すものという意味を有していることから、今後も増加し続けるでしょう。

【投資機会】

この分野は非常に大きく発展する投資のチャンスがあるにもかかわらず、財政資本や技術が不足しているため、パッケージやラベリングの面で改善すべき余地が多く、FSM経済に十分貢献するだけのものになっていません。

ハンディクラフトとは別に、ローカル衣類は非常に大きな投資可能性を有しています。現在、チューク州とポンペイ州にはそれぞれの州で独自のデザインを持ったハンドメイドのチュークドレスとポンペイスカートを生産するアクティブな女性団体が存在しています。同様に、ヤップ州では伝統的な技法を駆使して作られた布（ラバラバ）があり、これを利用してミクロネシア地域では優れた衣類が生産されています。しかしながら、製品の水準やパッケージングを改善したり、マーケティングを行う技術や知識に欠けているため、これらの製品には生産者が期待するほどのプレミアム価格を引き出すには至らず、その結果国内経済にとって期待されるだけの貢献はなされていません。2000年から2004年まで、ヤップ州に繊維工場が操業されて、国内経済および国内GDPの向上に大きく貢献しました。このことは、FSMの繊維製品はEUや豪州、ニュージーランドの市場といった多くの主要マーケットに対して好ましいアクセス環境を有しており、繊維工場をFSMで操業すべき理由なのです。



4.5.2. ミネラルウォーター産業

【概要】

赤道直下に位置していることもあり、FSMは年間170インチの降水量を有し、ポンペイ州は地上で最も水に恵まれた場所の一つとして知られています。加えて、ポンペイとコスラエは新鮮で混じり気のない環境の下、多くの滝を有しています。こうした自然で汚染されていない環境があることによって、世界で最も新鮮なミネラルウォーターを、国内外に提供できるのです。現在FSMには4つの小さな飲料水を生産する会社があります（Drop of Life、Island Spring、Lei Side Water Service、Pohnpei Water Co.）。2005年にはコスラエでボトルウォーターを生産する会社が操業され、早くもミクロネシア地域を席卷し、グアムでもその輸出量を拡大させました。ところが、残念なことに、同社は2012年に操業を中止せざるをえなくなりました。その理由として、マーケティングやプロモーションの専門性の欠如やマネジメント力の不足があげられます。

【投資機会】

もっとも期待される投資のチャンスとしては、ミネラルウォーターの生産拡大とその産業への支援です。現状において、生産量は国内市場での需要にはるかに及ばず、その結果年間平均50万米ドル分も輸入飲料水の購入に費やしています（2013年には、米国からの輸入飲料水に40万米ドルも費やしていました）。過去数十年間の傾向から見ても、FSMにおいて人間による消費量からも経済開発の面からも考えても、飲料水の需要は増加し続けます。加えて、このミクロネシア地域に住む60万人の地域市場からしてもこのビジネスに投資するだけの十分な理由があります。実際にミクロネシアの周辺諸国・地域は自家消費並びに観光客用の飲料水を輸入品に大きく頼り切っているのです。

投資に関心をお持ちの皆さんは、成長が期待できる既存の飲料水産業の競争力を高めるためにも、個人事業主として操業する、もしくは地元の投資家とパートナーを組むことができます。飲料水産業を支えていく上でもペットボトル製造業の分野にも投資の機会があります。



4.5.3. 未開拓分野である木製品産業

【概要】

林業分野はFSMでも大きな可能性に満ちています。エコツーリズムにとって重要であるにとどまらず、地元の木製品産業にとっても有益です。FSMには良質なマホガニーの木があり、それらは高品質の家具を作るのに使われます。さらに、ココナツの木からも、家庭内の窓枠やテーブル、椅子などの様々な家具の製造に使われる木材が生産されます。しかしながら、この国には十分な製作用具や技術が不足しており、このポテンシャルを活かしきっていません。

【投資機会】

最も期待される投資のチャンスは、建設並びに家庭用家具のための木材の生産分野です。この分野に投資を考えている皆さんにとっては今後の展望は明るいでしょう。事実、木材産業の開発に関しては、国内での建設活動の増加を十分考えた場合（過去5年間で最も成長が早い分野の一つ）、成長に向けた潜在的可能性が極めて高いです。GDPにおける建設業の貢献度は、2008年の2.8%から、2012年の6.4%に跳ね上がりました。現在進行中のインフラ整備事業や家の修繕計画などの現状をもとにした時、この分野の成長は継続することが予測されます。

4.5.4. 金属リサイクル産業

廃棄物管理、特に固形廃棄物は、健康面並びに環境面からもFSMにとって重要な課題です。この国は輸入品に大きく依存しているため、固形廃棄物管理はFSMの穢れなき環境に大きなダメージを与え、人々の生活を脅かしかねないのです。同時に、固形廃棄物管理は金属リサイクル産業の分野で大きな投資のチャンスとなっています。この分野はまだまだ未開拓の分野です。2007年には、3,960トンの金属スクラップがFSMから輸出されていますが、これは135,000米ドル分に相当します。現在空き缶のリサイクルを行う小規模な事業者はいますが、車両、トラクター、ボート、船などの金属スクラップリサイクルはまだ展開されていません。結果として、主要島の周りには多くのスクラップカーやトラクター、ボート、船が集中して廃棄されたままになっています。この分野で投資を考えている皆さんは、海外に金属を運ぶときには、FSMに輸入品を運ぶのに使った空となったコンテナを競争力のある価格で使えるというメリットもあります。



【製造業への投資に関する更なる情報は、以下の機関までご連絡ください】

FSM Investment Unit

Division of Trade and Investment, FSM Department of Resources and Development

Telephone number: (691) 320-2620/2646/5133, Fax: (691) 320-5854

Email: fsmrd@fsmrd.fm, Website: <http://www.fsmrd.fm>

1, Yap

Department of Resources and Development

P.O. Box 336

Colonia, Yap, FM 96943

Tel: (691) 350-2182/2184

Fax: (691) 350-2571

Email: yapci@mail.fm

2, Chuuk

Division of Commerce and Industry

P.O. Box 280

Weno, Chuuk, FM 96942

Tel. (691) 330-8782

Fax: (691) 330-2233 (Governor's office)

3, Pohnpei

Office of Economic Affairs

Kolonia, Pohnpei, FM 96941

Tel. (691) 320-2712

Fax: (691) 320-5167

Email: oeaa@mail.fm

4, Kosrae

Department of Resources and Economic Affairs

P.O. Box 600

Tofol, Kosrae, FM 96944

Tel/ (691) 370-2024/3017

Fax: (691) 370-2066

Email: investkosrae_drea@gmail.com

4.6. 再生可能エネルギーの生産・販売

【概要】

他の太平洋島嶼国地域と同様に、FSMも経済活動を維持していく上で、輸入化石燃料に大きく依存しています。年間平均約45百万米ドルを輸入燃料に費やしています。電力需要は、家庭用並びに経済開発の上でも成長が続くでしょう。2012年4月に採用された国家エネルギー政策では、手ごろで、信頼性があり、環境にやさしいエネルギー資源を提供および配送を支援する上で、再生可能エネルギーの開発と拡大を求めています。



【投資機会】

再生可能エネルギーには多くの投資のチャンスがあり、特に電力の生産・販売は大きな可能性に満ちています。最近まで、各州のエネルギー分野は独占状態が続いていました。しかしながら、社会開発におけるエネルギーの必要性を意識して、各州政府はエネルギー分野の自由化を徐々に進めていき、その結果、新しい投資のチャンスが広がってきています。これに関して、注目されるのはポンペイ州およびヤップ州の両州政府が近年独立の電力企業が生産した小規模再生可能エネルギーの統合を認める法律を制定したことです。加えて、いくつかの州では、州内でのエネルギー供給について、電力購入協定を通じて消費者に販売するため、独立の電力生産者から電力を調達することを認める法律を制定しています。こうした性格の協定が、2013年に電力パートナーシップ協定を通して、風力発電の生産のためOcean Energy Kosrae、米国企業、Kosrae Utilities Companyの間で調印されました。

大きなチャンスが待っています

▽全電力の30%の目標実現および2020年までにエネルギー効率を50%にまで達成できるように再生可能エネルギーの開発・強化

4.7. 保険業

4.7.1. キャプティブ・インシュランス

【概要】

2005年、FSM連邦政府はMicronesia Registration Advisors, Inc. (MRA) との間で、FSMキャプティブ・インシュランス本拠地、法人登記（キャプティブ・インシュランス会社、海外ポートフォリオ投資家、ファンドマネージャー、船舶オーナー）をプロモーションするため契約を締結しました。このスキームに対する魅力もあり、FSMに登録するキャプティブ・インシュランスの数が増加しています。2015年2月現在、FSMでは15キャプティブ・インシュランス会社のライセンスと、9つのキャプティブ・インシュランス管理会社のライセンスが登録されています。この新しいビジネス展開のアプローチはFSMに多くの日本企業を引き寄せただけではなく、直接投資を含む二次的な利益や多くのビジネスや観光での訪問者、義援金、ホワイトカラーの雇用を生み出すことになりました。

【投資機会】

FSM政府は他の会社にもFSM法人登記に参加するように奨励しています。MRAは、ポンペイとチュークにオフィスを持ち、スタッフがいつでもお手伝いいたします。

【更なる情報に関してはこちらまでご連絡下さい】

info@mra.fm/691-320-1830/www.mra.fm

4.7.2. その他の保険業サービス

FSMは、保険業は、財政の安定や不安の軽減、貿易や商売の促進、貯金の結集、リスクのより効果的な運用、損失軽減の奨励、効率的な資本配分の助長、雇用への貢献、資産の効率的な運用などなどの点から、経済活動を活発化させることで国の全体的な開発にとって極めて重要であることを自覚しています。保険業分野は堅実で、安全かつ健全な投資家を歓迎します。現在、生命保険、損害保険、キャプティブ・インシュランスの分野は外国人の保険業者や投資家に開放しています。

4.8. 通信業、ICTおよび関連分野

【概要】

2014年4月、FSM連邦はFSMでの通信業自由化の法案を可決し、その結果この分野での投資の機会が開かれました。2014年通信業法の全体目標は、同業種の開放、自由化、競争相手の参入しやすさの原理と顧客中心のアプローチに基づき、通信サービスに対するアクセスし易さと価格の合理化を高めることでした。この法案により、それまでのFSM通信会社の法的な独占状態は取り外され、ミクロネシア地域でグアム、キリバスに次ぐ電話会社にとって大きな市場への投資のチャンスが生まれ、通信分野はFSMにとって主要な開発分野となりました。

【投資機会】

新たに投資を考えている皆さんはFSMの光ファイバー海底ケーブル網を利用できるというメリットがあります。現在のところは、ポンペイ州のみがつながっていますが、連邦政府は2015年終わりまでにヤップ州とチューク州をつなぐのに約50百万米ドルの融資を世界銀行より受ける最終段階に入っています。このプロジェクトはコスラエ州に対して、衛星通信で使える回線容量の拡大も含まれています。

FSMにおける通信サービスの自由化と海底ケーブル網の接続は、新たなICT分野の開発への投資に大きなチャンスをもたらしています。具体的には、ソーシャルメディアやe-learning、オンラインファイナンスサービス、海外コールセンター、遠隔治療を支えるウェブベースの通信の分野の開発です。遠隔医療の分野は、現在医療サービスを受けるために海外に移送されている患者の多くが、主として基本的な診断を行うのみで済むことから考えると、FSMにとって極めて重要です。

まだまだ未開拓の分野が待っています

▽2014年に電気通信業務に関しては、FSMに関心を持つ電話会社にビジネスとして投資進出する機会を開放します。FSMはグアム・キリバスに次いでミクロネシア市場では最大の電気通信市場の一つです。

【通信分野への投資に関する更なる情報は、以下の機関までご連絡ください】

Division of Communication, Department of Transportation, Communication, and Infrastructure at FSM
Department of Transportation, Communication, and Infrastructure
Telephone number: (691) 320-2865, Website: <http://www.ict.fm>

4.9. 航空・海上輸送業

まだまだ未開発の分野が待ってます

- ▽中央および東南アジアからミクロネシア連邦、あるいは南太平洋からミクロネシア連邦への国際航空網はまだまだ開発のチャンスがあります。
- ▽中央アジアから豪州・ニュージーランド、または米国西海岸へ運航する航空会社にとって乗り換えポイントとして戦略上重要な位置およびインフラを有しています。
- ▽国内および州内の航空路線の強化。
- ▽宿泊施設の完備したクルーズ船やフェリーの運航。

FSMのメリットとインセンティブ

- ▷東南アジアから南太平洋への訪問者数は増加しています。
- ▷ミクロネシア連邦には様々な魅力的な観光地が存在し、また下部地域および地域機関が存在しています。
- ▷維持管理が行き届いた航空インフラが設置されています。4州にある国際空港にはボーイング737機が着陸可能です。ポンペイ国際空港はより大型の航空機材の発着陸も可能です（ボーイング747、777に加え、エアバス340および380）。
- ▷航空会社にとっての低額で発着関係費用の設定（コスラエ国際空港は駐機費用の免除およびヤップ国際空港における6時間以内の駐機の場合の諸費用の免除）。
- ▷訓練された航空施設関連人員。



4.9.1. FSMへの国際便および国内航空輸送

【概要】

現在、FSMで運行している航空会社は1社のみであることから考えると、FSM国内外を結ぶ航空サービスは大きな投資のチャンスがあります。実際、現在、ユナイテッド航空のみがFSMと国外を結ぶ航空会社で、ハワイとグアムの間をつないでいるのみです。このことはつまり、南太平洋や東南アジアを結ぶルートは大きく空いているということです。州内の航空網に関して言えば、ユナイテッド航空以外では、現在カロリン諸島航空が運航していますが、これはポンペイ州の州都コロニアとチューク、ヤップ、コスラエの離島を結んでいるのみです。同社は4人乗りの2機の小さな航空機を所有しています。Pacific Missionary Aviation(PMA、パラオをベースとした地域会社)は、2エンジンの小型航空機でヤップ州の州都コロニアからウリチ環礁のファラロプ島へ週二便結んでいます。同社はファイス島とウォレアイ島に季節チャーター便を運航しています。現在の課題は座席数が限られていること、フライトが頻繁ではないこと、多くの離島へはサービスが行われていないことがあげられます。

【投資機会】

経済開発にとって輸送手段が極めて重要であることを認識すると、FSM政府は航空サービスを行う航空会社、特に豪州、中国、日本、香港、フィリピンとの間の直行便を提供する航空会社を積極的に探しています。

FSM政府は4州の間およびマーシャル諸島やパラオなどの隣国との活動の拡大の視点から、カロリン諸島航空の機材の増加のためのパートナーを探しています。

【FSMの有利なポイント】

この分野への投資が望ましいポイントは、第一に観光客を引き付ける魅力的な観光や産業のための資源や下部地域機関および地域機関の存在、さらには新たなビジネスの確立によって促進される東南アジアや南太平洋からの訪問者数の増加です。二つ目のメリットは、FSMはこの分野で、重要かつ維持管理が行き届いた航空インフラを有していることです。その中には、Boeing737機が駐機できる4つの国際空港を有しています。ポンペイ国際空港はより大きな旅客機を駐機することも可能です(Boeing737、777に加え、Airbus340、380も可)。さらに、航空サービスにかかるコストは太平洋地域全体でも最も競争力のあるものです。具体的には、コスラエ国際空港では駐機料金はかかりません。またヤップ州は駐機時間が6時間以内ならば、駐機代のウエーバー制をとっています。さらに、FSMは1995年以来国際民間航空機構(ICA0)に加盟し、米国連邦航空局から技術支援も受けられます。最後に、FSMは2011年より、民間航空機の人材の能力向上に向けた訓練と強化のために、シンガポールの民間航空局と協定を結んでいます。

4.9.2 中央アジア・東南アジアからニュージーランド・豪州へ、 中央アジアから米国西海岸への航空乗り継ぎポイント

FSMは戦略的にみて成長著しいアジア市場と経済の中心地である米国との間の十字路に位置し、ゆえに二つの大陸をつなぐ回廊というポジションに位置しています。この点からも、FSMは、インド、シンガポール、中央アジアからアメリカ西海岸への、またアジアから豪州・ニュージーランドへの最短ルートに位置しており、乗り継ぎ国としてサービスを提供できることでしょう。すなわち、これらのルートを運航する航空会社はFSMを最終目的地に行くための乗り継ぐ場所として位置づけ、FSMを選択することを強く勧めます。

【航空輸送への投資に関する更なる情報は、以下の機関までご連絡ください】

Division of Civil Aviation, Department of Transportation, Communication, and Infrastructure
at FSM Department of Transportation, Communication, and Infrastructure
Telephone number: (691) 320-2865, Website: <http://www.ict.fm>

4.9.3. クルーズ船およびフェリーサービス

【概要】

太平洋上百万平方マイルに607の島々が散在しているFSMにおいては、海上輸送は大いに投資チャンスがある分野です。現在、この分野はまだまだ未開発であり、FSMで現在旅客・貨物双方の海上輸送を提供しているのは、米国資本のカロリン・ボヤージャー社のみであり、それもポンペイ、チューク、ヤップの離島を限られた数だけ結んでいるにすぎません。小型ボートによる輸送も行われていますが、輸送は不安定な状況にあります。結果として、移動機会の頻度の拡大や離島の大多数にまだ輸送が行われていないことから考えると、フェリーサービスは大いに投資のチャンスが残されています。

クルーズ産業に関しても、FSMではまだまだ未開発のままです。FSMに訪れるクルーズ船はほとんどありません。2013年にはFSMには7隻のクルーズ船が訪問しました（ポンペイとヤップ）。日本からの船は2年おきにチュークを訪問しています。

【投資機会】

離島めぐりを希望する観光客や離島に住んでいるFSM市民のためのフェリーサービスやクルーズ船のビジネスチャンスは大いに期待できます。

4.9.4. 南太平洋と結ばれる船舶輸送業

現在、FSMを含むミクロネシア地域で操業し、ミクロネシア・ SHIPPING・コミッション（MSC）が発行している加入保険証明書を保持している船舶運航業者（VOCCs）および非船舶運航業者（NVOCCs）は数社あります。

○アジア・ミクロネシア間の 貨物海上輸送	○豪州・ニュージーランド・ フィジー・その他南太平洋 島嶼国とミクロネシアを結 ぶ海上輸送会社	○ハワイ・北米・南米から米 国経由、ミクロネシアを結 ぶ海上輸送会社
船舶運航業者 1 : MELL 2 : MELL・Eurasia 3 : 協和・Wespac 4 : 協和海運・FSM Lines. Ltd.	船舶運航業者 1 : Pacific Direct Line (PDL) 2 : Matson South Pacific, Ltd. 3 : Swire Shipping 4 : The China Navigation Pte. Ltd 5 : The Greater Ball Hal Service (Kyowa & NYK Shipping Lines)	船舶運航業者 1 : Matson 2 : MELL
非船舶運航業者 1 : PSATA(パラオ海上・航空輸送 エイジェンシー) 2 : Palau Shipping Company	非船舶運航業者 1 : Greater Pacific Services (GPS)	非船舶運航業者 1 : Palau Shipping 2 : Triple B (PML) 3 : Ambyth

しかしながら、FSMは米国や東南アジアからかなり頻繁に運航サービスが行われているものの、FSMと南太平洋を結ぶルート、とりわけ豪州、ニュージーランド、フィジーと直接結ぶ輸送ルートに関しては、より広げていくビジネスチャンスはまだあります。

MSC船舶運航業・非船舶運航業登録に加え、ミクロネシア地域に補完的なサービスを提供する他の海上輸送サービスもかなりあります。

より詳しい情報については、MSCまでご連絡ください

TEL: (691)320-7132 / Email: msc@mail.fm

予備的考察

▷ ビジネスプランの準備

ビジネスプラン用の特定の雛型は特に準備されておりません。しかしながら、投資家が提出する書類には、ビジネスの形態・規模、開発に向けた段階、初期投資額、予想される雇用者数などについて記述いただくことを期待しています。ビジネスプラン作成のサポートに関しては、連邦政府内の小規模事業開発センターにお問い合わせてください。FSM開発銀行はこの分野でのトレーニングを提供いたします。

▷ 申請されたビジネスプランが連邦政府の管轄下または州政府の管轄下なのか、いずれかを決定して下さい。この決定を早めにしておくと、今後のステップ、特に外国投資許可書の申請を提出する際に役立ちます。

ミクロネシア連邦政府によって管理されている経済分野

1. 銀行業
 2. 保険業
 3. 電気通信業
 4. 国際・国内航空業
 5. 排他的経済区域内での漁業
 6. 排他的経済区域内、領土内での大陸棚および海床における資源開発（漁業以外）
 7. 連邦政府との契約または連邦によって承認された国際協力プロジェクトに基づく物品およびサービスの提供
- 他の経済セクターは全て州政府によって管理されています。

グリーンリスト（特別の条件が要求されていないビジネス分野）**1. FSM全体**

- ・ 銀行業
- ・ 通信業
- ・ FSM排他的経済区域内での漁業
- ・ 国内・国際航空業
- ・ 国際運送業
- ・ EEZ内、深海底並びに大陸棚での漁業以外の資源調査・探査
- ・ 連邦政府との契約および連邦政府によって認められた国際協力プロジェクトにかかわる物品およびサービスの供給

2. チューク州管轄内

- ・ エコツーリズム
- ・ 州内航空サービス
- ・ 専門的サービス
- ・ ローカル生産物の輸出業
- ・ 州内のボート輸送およびドライドックのサービス

3. ポンペイ州管轄内

- ・ 少なくとも全株式の60%以上をFSM市民が所有しているジョイント・ベンチャー企業

- ・外国人投資家が初期投資額25万米ドル（専門サービス分野は5万米ドル）以上の投資をしているビジネス
- ・（観光産業を除く）サービス業、小売業、探鉱、開発、陸上・海上での鉱物資源開発などで、外国人が全株式の49%を越えない所有のビジネス
- ・少なくとも5年以上継続してFSMに居住している米国市民に対しては、米国においてFSM市民がビジネスを行うのと同程度の特権を、外国人投資に関する許可要求の例外として認めています。

4. コスラエ州およびヤップ州州管轄内

該当なし

アンバー・リスト（外国人投資家に対してある条件を課しているビジネス活動）

1. FSM全体

- ・銀行業、その他FSM条例第29条に提示されたもの以外。
- ・保険業

2. チューク州管轄内

- ・カジノ
- ・くじ引き業
- ・不動産業
- ・ブローカー業務
- ・過度な環境汚染や生態系バランスおよび地元の文化や伝統の破壊、天然資源の消耗を伴うビジネス活動

3. コスラエ州管轄内

- ・不動産仲介業
- ・エコツーリズム以外の観光業
- ・生きたリーフフィッシュの取引やサンゴの捕獲に関するビジネス

4. ポンペイ州管轄内

- ・外国人が全株式の40%以上を所有しているジョイント・ベンチャー
- ・外国人投資家が初期投資額25万米ドル（専門サービス分野は5万米ドル）未満の投資をしているビジネス
- ・（観光産業を除く）サービス業、小売業、探鉱、開発、陸上・海上での鉱物資源開発などで、外国人が全株式の49%以上所有のビジネス

5. ヤップ州管轄内

- ・州内海での魚の漁獲、加工および商業取引を含むがこれに限定されないあらゆる商業漁業

- ・ 州の漁業区域内での海底鉱物資源およびその他の非生物資源の探索並びに掘削業
- ・ 卸売業および小売業
- ・ 手工芸品製作業
- ・ 理髪業
- ・ 繊維製造業
- ・ 車両修理業、小型エンジン修理業、機材修理業
- ・ 印刷会社、
- ・ ビデオ、映画館、映画製作業
- ・ 建設業
- ・ 車両レンタル業、器具レンタル業
- ・ レストラン、バー、ビリヤード場
- ・ 農業および家畜業
- ・ 弁護士業
- ・ コインランドリー
- ・ 紳士服仕立て業および寸法直し業
- ・ タクシー業
- ・ コンサルタント業

FSM内で操業が禁じられているビジネス活動のリスト

1. FSM全体

- ・ 武器製造業
- ・ 通貨用コインの鋳造および紙幣印刷業
- ・ 原子力発電および放射線関連ビジネス
- ・ 生物化学兵器の製造・販売に関するビジネス

2. コスラエ州管轄内

- ・ 有毒性・生物毒性を有する物質の製造
- ・ ギャンブルおよびカジノ施設
- ・ ナトリウム／シアン化合物並びに圧縮空気を使った漁業

3. ヤップ州管轄内

- ・ 州の内海内での非生物資源の捕獲および販売

4. チューク州およびポンペイ州管轄内

- ・ 連邦内で禁じられている業種以外は該当業種なし

ステップ
1

アクション：ビジネスの会社組織を決定（投資家）

会社組織（個人事業主、共同経営、法人など）に関わらず、FSMではビジネスを行うことができます。しかしながら、連邦政府および州政府としては地元のパートナーとの共同経営やジョイント・ベンチャーを奨励します。

ステップ
2

アクション：会社名の決定（会社登録機関／投資家）

このステップでは、投資家がFSMにおいて新たな名前を開業することを計画しているときのみ関わります。この場合は、FSMですでに登録されて、使用できない名前でないことを確認するため、法人登記局に相談することをお勧めいたします。

ステップ
3

アクション：会社の登録または設立（会社登録機関／投資家）

投資家が法的組織や会社名を確定しましたら、次は会社の登記もしくは法人格付与を行います。

法人格付与

投資家がFSMの法律および条令内で設立・組織された会社でビジネスを行う場合です。この場合は、投資家は、会社の定款に沿って申請書を埋めていくことによって、新しい会社の法人化を進めることが求められています。このプロセスを通して、投資家は法人許可証を入手することになります。

会社登記

投資家が、（外国資本である場合など）すでに法人格を持った会社の下でFSMにおいて事業を行う場合です。この場合、定款などに加えて、その会社が設立された国で発行された優良企業証明書類（登記簿抄本が該当）などを付して、申請書を記入申請することによって、既存の会社に対して法人登記を行う必要があります。キャプティブ・インシュランス会社の場合は、投資家は移転認可書が必要となります。

【ミクロネシア連邦における会社名および会社登録・設立に関するお問い合わせは、企業登記機関まで御連絡下さい】
電話：+691-320-8089; email: fsmroc@mail.fm; website: <http://www.fsmroc.fm>

ステップ
4

アクション：外国投資許可証の入手（連邦資源開発省または州政府機関／投資家）

【該当者】

このステップは、非FSM市民が完全所有する企業もしくは外国人投資家が実質出資比率30%以上を有している企業に該当します。100%FSM市民所有の企業など、それ以外の企業に対しては関係ありません。

外国投資許可を獲得できる基本条件

【該当者】

- 1) 非ミクロネシア連邦市民により設立された企業。
- 2) 外国人投資家が実質出資比率30%以上を有している企業。

▽外国投資許可証に関する基本的な条件

すべての申請者に求められる条件。

- 1：過去10年間で、FSM(各州も含む)内外で、重罪または不道德行為にて有罪の判決を受けていない。
- 2：FSM(各州も含む)において外国投資許可の取り消されていない。
- 3：FSM州、連邦裁判所または行政機関の最終かつ上訴不可能な裁定によって破産宣告を受けてから30日以上FSMの政府、市民および住民に負債を有していない（ただし、破産や他の法律により負債の支払いが滞っている、または適用される期間内で経年支払いが明らかに許されている場合はこの限りではない）。

▽特定の経済活動に付随する特別な条件

- ・FSM連邦政府に規制されるより活動
- ・保険業：現金・有価証券または法人保証からの負債（およびその合算）による10万米ドルの預け金、または前会計年度におけるFSMにおいて行われたすべての商業活動に関する確認帳簿
- ・商業銀行取引以外の銀行業：決定されていません
- ・州政府に規制される活動
- ・州政府で規制されている活動に付随する特定条件は、それぞれの外国投資法および条令に規定されています。

外国投資許可（FIP）のための現在必要とされる費用

FSM FIP		州内 FIP			
費用項目／費用		ヤップ	チューク	ポンペイ	コスラエ
FIP申請料	なし	250米ドル (返金不可)	250米ドル (返金不可)	250米ドル (返金不可)	150米ドル (返金不可)
FIP保険料	50米ドル	なし	なし	なし	なし
FIPの年度毎の更新料	50米ドル	100米ドル	150米ドル	250米ドル	なし
FIP修正料	50米ドル	100米ドル	250米ドル	250米ドル	100米ドル

【申請に必要な期間】

申請後、14営業日以内に結果を得ることができます。

【外国投資許可入手のための申請は以下に提出してください。】

ミクロネシア連邦投資局（ミクロネシア連邦資源開発省貿易投資庁）

電話：(691)320-2620/2646/5133; Fax: (691)320-5854

email: fsmrd@fsmrd.fm, website: <http://www.fsmrd.fm>

チューク州商工部
P. O. Box 280 Weno, Chuuk, FM 96942
電話:(691)330-8782, Fax:(691)330-2233 (州知事庁舎)

コスラエ州資源経済部
P. O. Box 600 Tofol, FM 96944
電話:(691)370-2024/3017, Fax: (691)370-2066
Email: steveng_drea@mail.fm

ポンペイ州経済部
Kolonias, Pohnpei, FM 96941
電話: (691)320-2712; Fax: (691)320-5167
Email: oeaa@mail.fm

ヤップ州資源開発部
P.O.Box 336 Colonia, Yap FM 96943
電話: (691)350-2182/2184; Fax: (691)350-2571
Email: yapci@mail.fm

ステップ
5

アクション：関連省庁よりライセンス／許認可の入手
(関連連邦政府または州政府機関／投資家)

一部のビジネス活動においては、開業の前に連邦政府および／または各州政府により発行されるライセンス／許認可が必要となります。以下はライセンス／許認可および同担当機関名一覧です。

業 務	ライセンス／許認可	担当機関
銀行業	銀行業ライセンス	銀行業務委員会
保険業	保険業ライセンス	保険業務委員会
一般商品の輸出入業	輸出入業ライセンス	FSM資源開発省貿易投資局
生きた動植物の輸出入業	ワシントン条約許可証	FSM資源開発省海洋局
動植物製品の輸出入業	植物検疫・原産地証明書	FSM資源開発省検疫局
サナダ虫嚢胞液の輸入業	ライセンス	環境・緊急事態対策室
飲食物製造加工業	飲食店営業許可	各州環境保全局
	労働者の健康診断書	各州公衆衛生局
建物の建設、農業およびビジネス業務のための開墾	土木許可証	環境保護局
排他的経済区域内での漁業	漁業ライセンス	連邦海洋資源管理庁
	船舶登録証	FSM運輸通信インフラ省海洋局
国際および州間航空輸送	航空運営許可証・外国航空会社許可証	FSM運輸通信インフラ省航空局
陸上運送	商業運転許可証	各州公衆安全部
国際および州間海運業	参入保証許可証	ミクロネシア海運委員会
	船舶登録証	FSM運輸通信インフラ省海洋局
電話通信業	電話通信業ライセンス	FSM運輸通信インフラ省
加工食品および食料生産物の輸出入	食品輸出入衛生管理許可証	FSM保健・社会事業省（連邦食品衛生プログラム）

ステップ
6アクション：関連地方公共団体政府からのライセンス取得
(関連地方公共団体／投資家)

原則として、FSMで操業するすべてのビジネスはその事業が行われる場所の地方公共団体からビジネスライセンスを入手する必要があります。

関連地方公共団体政府からのライセンス取得に関するお問い合わせは、連邦政府投資保護部門まで。

電話：(691)320-2620/2646/5133; Fax: (691)320-5854;

Email: fsmrd@fsmrd.fm; Website: <http://www.fsmrd.fm>

ステップ
7

アクション：社会保障制度への登録（連邦社会保障事務局／投資家）

すべての許認可、関連するライセンスおよび許可証を入手した後、投資家は社会保障番号（ソーシャルセキュリティナンバー）を入手する必要があります。10米ドルで申請できます。外国の会社の場合は、取締役会のメンバーのソーシャルセキュリティナンバーも必要です。

社会保障制度への登録に関するお問い合わせは、連邦社会保障事務局まで。

電話：(691)320-2706; Email: fsmssa@mail.fm; Website: <http://www.fm.fsmss>

ステップ
8

アクション：労働者の採用（連邦法務省移民労働局／投資家）

ソーシャルセキュリティナンバー入手後、人材雇用を含むFSMでの事業に必要な準備を始めます。FSMの労働市場は、歪んだ規制や硬直した制度などはありません。ゆえに雇用主も従業員も労働に必要な最低限度の期間や条件に基づいて柔軟に選ぶことができます。従業員がソーシャルセキュリティナンバーを有している、またはFSMの社会保障庁に入手させることが、事業主の責任です。

有効な外国投資許可書を有している外国人投資家は、自動的に在外居住上席管理ポジションに就く海外在住労働許可一人分の権利を有します。同権利をもう一人分必要な場合は、外交投資規定で決められた適用可能な基準に即して入手できます。海外在住労働者許可は資源開発省との協議の下、連邦法務省労働移民局で発行されます。

人材雇用に関するお問い合わせは、連邦移民労働局まで。

電話：(691)320-2605; Email: lmHQ@mail.fm

ステップ
9

アクション：国内銀行口座の開設（銀行金融機関／投資家）

一般に、FSMでビジネスを希望する投資家は、他の事項に優先して、FSM内に銀行口座を持たねばなりません。現在、FSMには商業銀行が2行あります（FSM銀行とグアム銀行）が、両行とも多くの必須事項が求められます。必須事項は投資家が開設を望む口座のタイプにより異なります。

口座の タイプ	ビジネス口座 (個人事業主)	ビジネス口座 (共同経営、民間・公的会社)	外国投資家
必要 書類	1. パスポートまたは運転免許証	1. パスポートまたは運転免許証	1. パスポートまたは運転免許証
	2. 登記証もしくは法人許可証	2. 登録証もしくは法人許可証	2. 登録証もしくは法人許可証
	3. ソーシャルセキュリティナンバー	3. ソーシャルセキュリティナンバー	3. ソーシャルセキュリティナンバー
	4. ビジネスライセンス	4. 法人登記簿および定款のコピー	4. 法人登記簿および定款のコピー
		5. 取締役会決議のコピー	5. 取締役会決議のコピー
		6. 取締役および持ち株比率30%以上の株主の身分証明書	6. 取締役および持ち株比率30%以上の株主の身分証明書
		7. すべての署名権者のサイン	7. すべての署名権者のサイン
			8. 外国投資許可証

ミクロネシア連邦内で銀行口座を開設する際の基本的な必要事項に関するお問い合わせは、以下の各銀行まで
ミクロネシア連邦政府銀行 電話：(691)320-2724; Email: pni@bofsm.fm
グアム銀行 電話：(691)320-2550/2446

ステップ
10

アクション：納税（連邦財政省歳入徴税局）

操業後は、投資家たちは総売上税（GRT）を申告する必要があります。現行法では、各事業者は前四半期の総売上高に基づき、事業が行われている州の連邦歳入担当官に課せられた税額を払うことが求められます。☞（8.低額で簡便な納税システム参照）

総売上税は初めの10,000米ドルに対しては80米ドル、それを超える分については3%が課せられます。年間総売り上げが2,000米ドル未満の場合には、税払い戻しが受けられます。税は各四半期の翌月の最終日（1月31日、4月30日、7月31日および10月31日）までに支払わねばなりません。輸出用物品製造会社に対して総売上税は免除されます。

納税に関するお問い合わせは、連邦財務省関税・徴税局または金融庁まで。
電話：(691)320-2826

6.1. 投資家にビジネスの成功に向けたサービスを保証する自由な法制度

経済規模が大きくないことから、FSM連邦および各州政府は、ビジネスに開放的な政策を展開し、外国からの直接投資を引き付け、地元の民間部門の開発を拡大させるためにビジネスフレンドリーな環境を創造・維持する必要性を理解しています。最近では、FSMにおけるビジネスに関する法律や条例が、近代的な視点およびさらにビジネスフレンドリーな環境への改善していくため、改正・改訂が進められています。FSMにおける投資に関する法律・条令、その他の条項に関しては、<http://www.fsmrd.fm>を参照ください。



FSMにおける投資に関する法的枠組みによって、投資家は多くの権利が保証されています。初めに、連邦および各州外国投資法および条令の基づき、国内の会社も外国の会社も同じ条件の下で事業が行われます。ゆえに、外国人投資家は会社の設立を行い、他の国内の投資家と同じ権利と義務を有することになります。加えて、FSM外国投資法には反差別的待遇を保証する条項も設けられています。これに関して、いったんFSMで会社を設立したならば、外国投資家は、同じ環境の下では、FSM市民が完全所有するビジネス主体に保証されているのと同程度の待遇が受けられます。また、外国人投資家は、事前許可の必要なく、合法的に自由譲渡したり、利益や投下資本を本国に送金することが保証されています。さらに、外国人投資家には、財産の強制収用や没収は、法令や条例違反に対する制裁や例外的なケースを除いて、行われなことが保証されています。例外的なケースとは、没収は、相当の補償を支払うために収用することについて裁判で決定されてから適切な手続きを経た後に、はじめて履行されます。

6.2. FSMで投資家保護を強化するための時間標準の実施

2013年12月に、最高裁判事の会合において、投資家の信用を強化するための様々な具体的な手段に加え、時間標準を採用・実施することが協議されました。結果、FSM最高裁はウェブサイトを改訂し、オンライン上で重要な最終判決を公開しました。また、2014年7月に連邦裁判所の実施に続き、4州の高等裁判所でも時間標準が実施されることになりました。さらに、コスラエ州での調停プログラムの教訓と経験に基づき、他の3州もビジネス事案の当事者に対し、当事者が望む場合、代替的紛争解決メカニズムを提供する公認調停員の訓練する計画を実施しています。FSM最高裁判所5か年戦略計画の中で組み入れられた行動指針に関し、最高裁首席書記官は、FSMは投資家保護の改善に向けて正しい道を歩んでいると自信を見せています。





6.3. 魅力的な土地のリースシステム

FSMでは非FSM市民は土地の所有は認められておりませんが、許認可を得た投資プロジェクトに対しては、下記の通りの長期リース契約の交渉が可能です。

▷ヤップ州：最長99年間。

▷チューク州：最長99年間。

▷ポンペイ州：55年間および更新により99年間。大規模な産業開発プロジェクトに対しては公有地のリース契約も可能。

▷コスラエ州：私有地に関しては55年間および更新により99年間。公衆衛生・教育・サービス・農業の分野に関するビジネスについては、政府用地を最大40年間リース契約可能。

6.4. 建設場所の承認および建築許可

FSMでは現在、建設場所の承認および建築許可を得るための必須条件はありません。しかしながら、環境を保護するため、環境に影響を与える可能性のある投資に対しては環境影響査定を実施することを求めています。加えて、建物の建設を必要とするすべての事業に対して、投資が行われる州の環境保護局に事業計画を提出することが必要です。同様に、土地の開墾や農業を含む投資案件については、管轄する環境保護局によって発行された土木許可証を入手しなければなりません。

6.5. 労働市場

FSMの労働市場は、歪んだ規制や硬直した制度などはありません。連邦レベルでは民間部門で雇用される労働者へ課される最低賃金はありません。州レベルでは、ポンペイ州とヤップ州は、それぞれ自給1.75米ドルおよび0.80米ドルと定められています。チューク州およびコスラエ州には最低賃金に関する規定はありません。

FSMには若い人材が豊富に存在しています。2010年の国勢調査では、全人口102,843人中、37,919人（男性22,076人、女性15,843人）が労働人口となっております。これは国内就労率の57.3%（男性は66.1%、女性48.4%）にあたります。

7.1. 投資インセンティブ

連邦政府並びに州政府は、成長過程にある産業が直面する課題を理解すると同時に、産業を育成し競争力のあるものにするための広範な支援手段を通じて、有益な投資を呼び込むことの必要性も認識しています。加えて、FSM政府はFSM産の製品を有益な国際市場に出す際に得られる優遇措置について交渉してきました。以下のインセンティブは、ビジネス操業期間全体にわたって投資家が得られるものです。

インセンティブ／職種	1. 全ての企業が利用できる一般的なインセンティブ	2. 輸出品製造業のみ	3. 国内での漁業加工業のみ
	1. 総受領高税からの控除・免除（賃金、給与その他定期的に支払われる利益） 2. 社会保障費の課税対象益金に不算入 3. 最低資本要件なし 4. 法令上の資本の本国送還規制なし 5. 低額国内税率の適用 6. フレキシブルな市場条件 7. 大規模な投資プロジェクトに対する公用地の利用（コスラエ州およびポンペイ州）	1. 総受領高税からの免除 2. 輸出用製品のために仕入れた物品に支払われた輸入税の金額を払い戻す制度 3. 輸出税なし	漁船操業日枠組み内での漁業操業日に対する優遇割り当て
期 間	ビジネスの操業期間内		

7.2. 主要国際市場との間の優遇措置取り決め

市 場	優遇措置形態	適応産品	法的根拠
米国	免税	下記の例外品以外すべて ・時計等の計時器具、ボタン、繊維品、靴、ハンドバック、カバン類、手袋類、皮製品1	改訂自由連合協定
EU	免税または一部関税控除	全ての製品	EU条例 (No.978/2012)
豪州・ニュージーランド	免税または一部関税控除	全ての製品	SPARTECA2



8.1. 輸入税

輸入税はミクロネシア地域内で最も低額で、ほとんど製品が3%もしくは4%です。

輸入税率	カテゴリー
3%	人が消費する食料品
25%	生鮮シトラス果実、香水、化粧品、洗面用品、コーヒー、茶、ノンアルコール飲料、洗剤
30%	ワイン
50%	タバコ（巻タバコ以外）
0.045セント	巻タバコ
1L当たり0.7045セント	ビールおよび麦芽酒
1ガロン当たり5セント	ガソリンおよびディーゼル燃料
12米ドル	蒸留酒
4%	他の輸入品

8.2. 地方売上税

州政府は州政府内で販売された製品に対して地方売上税を課します。チューク州は州政府内で実施されたサービスに対して売上税を課します。

8.3. 総売上高税（GRT）

前章で概要を述べた通り、全てのビジネスに対して、前四半期の総売上高をベースとし、そのビジネスが操業されている州における連邦歳入担当官によって算定された税額を連邦政府に支払うよう義務づけられています。GRTは全てのビジネスの総歳入額に基づき査定されます。

8.4. 所得税

現行の税率では、年間賃金の最初の11,000米ドルに対して6%および11,000米ドルの超過金額の10%となっています。暦年で5,000米ドル以下の従業員は課税計算前に1000米ドルの控除が受けられます。

8.5. 法人所得税

FSMで法人化されたすべての大会社には21%の法人所得税が課されます。この「大会社」というのは、2005年1月以降に設立された、FSMにおいて銀行業を主要なビジネスとしておらず、かつ（1）会計年度の初めの時点で株主株式および払込資本金が百万米ドル以上、株主株式および払込資本金の総額が1千万米ドル以上、（3）資本金の金額に関わらずキャプティブ・インシュランス、と定義づけています。

9.1. 通貨および財政の安定性

FSMは米ドルを通貨としています。銀行システムはFSM銀行委員会によって規定されており、同委員会は安定した金融システムの維持において決定的な役割を果たしています。委員会の責任として、国内・海外の銀行へのライセンス付与、社外監督権、消費者保護があります。結果として、FSMは、太平洋島嶼経済の多くで起きている銀行システムの失敗による悪影響を避けることができます。FSM銀行委員会は米国連邦預金保険公社のプログラムや技術支援を享受しています。

9.2. 快適な通貨・為替管理

ミクロネシア連邦では利得の持ち出しや送金に関する法的に制限する為替管理に関する法令はありません。^{*}

^{*} チューク州だけは例外で、総額5万米ドルを越える場合は商工部主任の承認が必要となります。

9.3. 金融機関

全体として、FSMの銀行部門は2012年度末の段階で預貸率30%という高い流動性を見せています（出典：FSM銀行委員会）。すべての条件が同じであるならば、実現可能な投資プロジェクトは銀行にとって注目の的であり、十分に利益があると判断し、資金提供をしたいと考えることでしょう。

▼ミクロネシア連邦で操業している金融機関

金融機関	名 称	連 絡 先
開発銀行	1. FSM開発銀行 2. 太平洋諸島開発銀行	www.fsmdb.fm www.pacificdb.com
商業銀行	1. ミクロネシア連邦銀行 2. グアム銀行	電話：(691)320-2747 Email: pni@bofsm.fm 電話：(691)320-2550/2446
クレジット・ユニオン	1. Community Ayuw Services(ヤップ州) 2. Mensenieng Credit Union(ポンペイ州) 3. Yap Credit Union 4. Truk Fed. Savings & Credit 5. Truk Government Employees Credit Union 6. Kosrae island Credit Union	電話:(691)350-3104/4040/4095/5800 電話:(691)320-2818 電話:(691)350-2142 電話:(691)691-330-2270 電話:(691)691-330-2588 電話:(691)691-370-3077
他の金融機関	1. Small Business Guarantee & Finance Corporation(ポンペイ州) 2. 米国農務省農村開発局 (USDA) 3. 各州住宅局	電話:(691)320-2968/3264 電話:(691)320-2583/5583/2581

▼現金自動預け払い機（ATM）

連邦内には10カ所の24時間ATMが設置してあります：ポンペイ州4カ所（グアム銀行ポンペイ支社内2カ所、パームテラススーパーマーケット、FSM銀行）、およびチューク州（FSMテレコム、FSM銀行）、コスラエ州（グアム銀行コスラエ支社、FSM銀行）、ヤップ州（グアム銀行ヤップ支店、FSM銀行）にそれぞれ2カ所あります。

9.4. 保険業

保険会社	対象地区およびサービス	連絡先
1. MiCare	▽チューク・コスラエ・ポンペイ・ヤップ ▽FSMの全ての労働者の医療保障	http://www.aubs.biz/
2. Moylan Insurance	▽チューク・コスラエ・ポンペイ・ヤップ ▽生命保険、健康保険、住宅保険、自動車保険および幅広い保証オプション（入札保証、履行保証、前払金保証、移民保証、修復保証等）	http://www.moylansinsurance.com
3. Individual Assurance Company グループ	▽ポンペイ州 ▽基本的な生命保険を対象、債務保証、再保証制度あり	https://www.iac-group.com
4. Actouka Executive Insurance underwriters	▽ポンペイ州 ▽車両保険、住宅保有者保険、ビジネス保険、家賃保険、事業中断保険のオプション加入可	Namiki Bldg, P.O.Box K2690, Kolonia, Pohnpei, FM 96941 電話 (691) 320-5331/1711 Email: aei@mail.fm
5. Oceania Insurance Inc	▽チューク州 ▽生命保険商品または損害保険商品	P.O. 2102 Weno, Chuuk, FM 96942 電話：(691) 330-3036/5274 Email: oceanpac@mail.fm

9.5. 監査サービス

FSMにおける主要な監査サービス会社は、Deloitte & Toucheです。

▷Deloitte & Touche 電話：(691)320-2781 / FAX：(691)320-5402

10. ビジネス環境に適した経済社会インフラ

近代的なインフラ設備と急速な技術発展に向けた国内需要の増加に対応するため、毎年、FSM政府は運輸や電気通信、エネルギーインフラの性能を向上させ、現代化を進めるために相当額の資金を投資しています。実際に、米国とFSM(およそ2,000万ドル)間で締結されている自由連合協定の下で毎年獲得している経済援助合計の約25%は、インフラの発展(資料: FSM Department of TC&I)に割り当てられています。米国から受けるマルチレベルの支援に加え、他の二国間、多国間の発展パートナー(オーストラリア、中国、EU、日本、アメリカ、アジア開発銀行、世界銀行)からの支援も近代的な経済インフラの発展や維持に貢献しているのです。結果として、投資家は、基礎的な経済インフラがFSMのビジネス事業に必要であることがわかります。約1億ドルの未使用金がCompact Sector Infrastructure Grantsの下で利用可能であり、それは、FSMが、少なくとも次の10年、あらゆるタイプの見越される投資プロジェクトおよびその後の持続可能な経済開発に必要な近代的な経済インフラを提示し続けることが期待されます。

10.1. 輸送インフラ

国内4か所に国際空港(チューク、コスラエ、ポンペイ、ヤップ)。ポンペイ国際空港には、ボーイング777、767およびエアバス330、380等の大型機材の発着が可能です。

国内4か所に港湾施設あり。港の水深は30フィートから160フィート。いずれの港もコンテナ貨物船に対し、倉庫保管および荷物積み替えサービスを提供できるほか、輸出入事業用の冷蔵施設が設置されています。

10.2. 道路

4州の主島(チューク、コスラエ、ポンペイ、ヤップ)には、周回道路があり、道路の整備も行き届いております。

10.3. 改善された公共施設および近代的な通信インフラ

あらゆるビジネスにおいて不可欠であるクリーンな水と電力サービスは、4州の都市部では利用可能です。およそ70か所の公共およびコミュニティ上水道施設が設置されており、全世帯の60%が改善された上水道にアクセスできます。5か所の公共下水処理施設が設置され(ポンペイ州コロニア地区、チューク州ウェノ島、ヤップ州コロニア地区、コスラエ州レラ地区およびトフォル地区)、5か所のうち、3か所には排水前に一次処理ができる設備があります。

手頃な価格でクリーンな再生可能エネルギーにアクセスできる機会を増やしていくプロジェクトが現在進行中です(風車の建設に向けたアジア開発銀行のローン資金によるヤップ再生可能エネルギー開発計画およびFSM石油公社によるバイオ燃料構想)。

10.4. ビジネス環境に適した通信インフラ

FSMは衛星通信によって世界の他の地域と結びついています。ポンペイ州は現在海底光ファイバー海底ケーブルに繋がっています。チュークとコスラエに続き、世界銀行と他の開発ドナーの資金協力を得て、2015年にヤップへのブロードバンド光ファイバー通信網拡張が始まる予定です。

FSM電話公社（FSMTC）では、以下のサービスを行っています：電話回線、FAX、国際通話回線、携帯電話サービス、インターネットの高速アクセス、ケーブルテレビ。

2014年7月には、3Gサービスがスタートし、携帯電話によるインターネットによるブロードバンドサービスが開始されました。



2014年FSM電気通信法の適用に伴い、通信事業分野におけるサービスプロバイダー業者が今後増加していくことが期待されます。

10.5. 近代的な教育・保健衛生インフラ

▼若く教育がなされている人材資源

教育と保健衛生施設は、FSMにおいてかなり適切な整備が進んでいます。というのも、両分野は自由連合協定（コンパクト）分野経済支援プログラムを通じて支援される6つの優先的分野のうちの2つであり、コンパクト支援の中で最も多くの資金が費やされているのが両分野だからです。

識字率は15才から24歳までで95%にまで達し、その意味では、FSMは同国の政府およびビジネスでの公用語である英語で容易くコミュニケーションがとれる人材が豊富に存在しています。

チューク州ウェノ地区にある名門校ザビエル高校をはじめ、193の初等中等学校が設置されています。高等教育機関としては、4つの州にキャンパスを持つミクロネシア短期大学およびNew Tokyo Medical Schoolがあります。その結果、15-24歳の識字率は約95%で、英語で意思疎通ができる労働力が確保されています。

▼保健衛生設備

4つの州いずれにも医療設備が完備され、基本的医療サービスを実施できる公立病院が確保されています。また高度に訓練された医療専門家およびスタッフによって操業されているコミュニティヘルスセンターや私立病院も数多くあります。

役に立つ連絡先

【より詳細な情報については次の各機関にご連絡ください】

FSM Investment Unit
Division of Trade and Investment
FSM Department of Resources and Development
Website: <http://www.fsmrd.fm>
Telephone number: (691) 320-2620/2646/5133
Fax: (691) 320-5854
Email: fsmrd@fsmrd.fm

1. 連邦政府機関

1, FSM Banking Board

Telephone number: (691) 320-2015
E-mail: fsmbb@mail.fm

2, FSM Customs and Tax Administration

(FSM Department of Finance
and Administration)
Telephone number: (691) 320-2826
E-mail: salvadorjacob@hotmail.com

3, FSM Department of Transportation, Communication and Infrastructure

Telephone number: (691) 320-2865
Website: <http://www.ict.fm>

4, FSM Immigration and Labor

(Department of Justice)
Telephone number: (691) 320-2605
E-mail: lmHQ@mail.fm

5, FSM Insurance Board

Telephone number: (691) 320-3423
E-mail: ic@fsminsuraceboard.com /
Website: <http://www.fsminsuranceboard.com>

6, National Oceanic Resources Management Authority

Telephone: (691) 320-2700
E-mail: norma@mail.fm

7, FSM National Treasury

(FSM Department of Finance
and Administration)
Telephone number: (691) 320-2645
E-mail: fsmntd02@gmail.com

8, Office of Statistics, Budget and Economic Management, Overseas Development Assistance and Compact Management

FSM National Government
P.O. Box PS-52
Palikir, Pohnpei, FM 96941
Tel: (691) 320-2824/6062
Fax: (691) 320 2428



2. 州政府機関

1, Yap

Department of Resources and Development
P.O. Box 336
Colonia, Yap, FM 96943
Tel: (691) 350-2182/2184
Fax: (691) 350-2571
Email: yapci@mail.fm

2, Pohnpei

Office of Economic Affairs
Kolonias, Pohnlpei, FM 96941
Tel. (691) 320-2712
Fax: (691) 320-5167
Email: oeaa@mail.fm

3, Chuuk

Division of Commerce and Industry
P.O. Box 280
Weno, Chuuk, FM 96942
Tel. (691) 330-8782
Fax: (691) 330-2233 (Governor's office)

4, Kosrae

Department of Resources
and Economic Affairs
P.O. Box 600
Tofol, Kosrae, FM 96944
Tel/ (691) 370-2024/3017
Fax: (691) 370-2066
Email: investkosrae_@gmail.com

3. FSM在外公館

1, FSM Embassy China

1-1-11 Jianguomenwai
Diplomatic Compound
Chaoyang District, Beijing 100600
People's Republic of China
Tel: (86) 10 6532 4738/4708/4606
Fax: (86) 10 6532 4609
Email: carl@fsmembassy.cn

2, FSM Embassy Japan

2nd Floor Reinanzaka Building
1-14-2 Akasaka, Minato-Ku
Tokyo 107-0052, Japan
Tel: (813) 3585-5456
Fax: (813) 3585-5348
Email: fsmemb@fsmemb.or.jp

3, FSM Permanent Mission to the U.N

820 2nd Avenue, Suite 17A
New York, New York 100017
Tel: (212) 697-8370
Fax: (212) 679-8295
Email: fsmun@fsmgov.org

4, FSM Consulate General Office, Guam

P.O. Box 10630
Tamuning, Guam 96911
Tel: (671) 646-9154/55/56
Fax: (671) 649-6320
Email: fsmguam@ite.net

5, FSM Embassy Fiji

P.O. Box 15493

Suva, Republic of Fiji

Tel: (679) 3304-180/566

Fax: (679) 3304-081

Email: fsmsuva@fsmsuva.org.fj

6, FSM Embassy US

1725 N. Street, N.W

Washington, D.C 20036

Tel: (202) 223-4383

Fax: (202) 223-4391

Email: fsm@fsmembassydc.org

7, FSM Consulate General Office, Honolulu

3049 Ualena Street, Suite 910

Honolulu, Hawaii 96819

Tel: (808) 836-4775

Fax: (808) -836-6896

Email: fsmconsulatehnl@fsmcghnl.com

4. 駐FSM外国公館

1, Australia Embassy

H & E Enterprises Building

P.O. Box S

Kolonia, Pohnpei, FM 96941

Tel: 320 5448

Fax: 320 5449

2, Embassy of Japan

P.O. Box 1837

Kolonia, Pohnpei, FM 96941

Tel: +691-320-5465

Fax: +691-320-5470

Email: japanemb-consul@pi.mofa.go.jp

3, Embassy of China

Industrial Park, Palikir, Pohnpei

P.O. Box 1530

Kolonia, Pohnpei, FM 96941

Fax: +691-3205578

Email: chinaem@mfo.gov.cn

4, US Embassy

P.O. Box 1286

Kolonia, Pohnpei, FM 96941

FSM 96941

Tel: (691) 320- 2187

Fax: (691) 320-2186

ミクロネシア連邦
投資ガイドブック（日本語抄訳版）

発行日：2016年10月30日 初版第1刷 発行

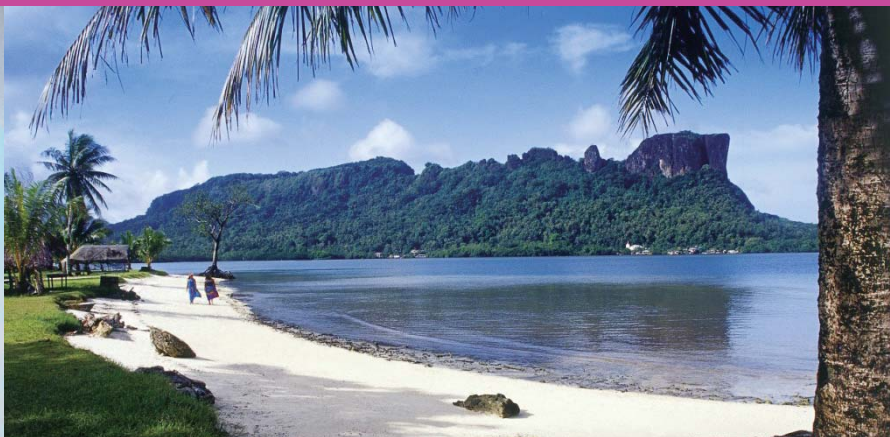
発行：国際機関 太平洋諸島センター（PIC）

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-22-14 明治大学紫紺館1階

電話：03-5259-8419 Fax：03-5259-8429

<http://www.pic.or.jp> Email：info@pic.or.jp

Printed in Japan 無断での複写・複製はお断りします。



詳しい情報についてはこちらまで御連絡下さい

ミクロネシア連邦資源開発省 貿易・投資局 投資部門

電話：(691)320-2620／2646／5133

Email：fsmrd@fsmrd.fm

Website: <http://www.fsmrd.fm>

日本語版・翻訳編集責任：国際機関 太平洋諸島センター(PIC)

電話：03-5250-8419 Fax：03-5259-8429

Email：info@pic.or.jp